

使用期限付き製品利用規約(FCA) 新旧対照表

(現行)使用期限付き製品利用規約(FCA)	(改定)使用期限付き製品利用規約(FCA)
第8条 (契約の自動更新) 1 前条にかかわらず、本契約が自動更新とされている場合は、以降本契約は自動更新されるものとします。なお、当事者いずれからも書面にて契約期間満了の40日前までに解約の申し出がなされない場合は、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、それ以後も同様とします。 2 前項により、お客様が解約の申し入れを行う場合は、本サービス専用の解約届(以下「解約届」といいます)に記名捺印し、<u>当社</u>に提出するものとします。	第8条 (契約の自動更新) 1 前条にかかわらず、本契約が自動更新とされている場合は、以降本契約は自動更新されるものとします。なお、当事者いずれからも書面にて契約期間満了の40日前までに解約の申し出がなされない場合は、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、それ以後も同様とします。 2 前項により、お客様が解約の申し入れを行う場合は、本サービス専用の解約届(以下「解約届」といいます)に記名捺印し、<u>販売代理店等</u>に提出するものとします。
第13条 (契約の解約又は解除) 1 お客様は、当社が定める解約届に必要な事項を記入し記名捺印うえ、販売代理店等に提出し、当社からお客様への承諾通知をすることで、本契約を解約できるものとします。 2 当社は、お客様が以下の各号のいずれか一つに該当する場合は、事前にお客様に通知することなく本契約を解除できるものとします。 ① 第12条1項により本サービスが終了した場合 ② 手形若しくは小切手が1回でも不渡りとなった場合、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売租税滞納処分その他これらに準ずる手続きが開始された場合 ③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続き開始決定等の申立てがなされた場合 ④ その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合 3 お客様は、前2項により本契約を解<u>約又は解</u>除された場合、契約期間が残存している場合でも、本契約に基づくお客様の権利は失効し、使用期限が満了するものとし、利用料金については以下のとおりとします。 ① 既に支払われた利用料金のうち、残存期間に応じた利用料金の払戻しは行いません。 ② 月額支払で、残存期間分の未払い利用料金がある場合は、当社が定める金額と方法にて、速やかに支払うものとします。 4 当社の理由により本契約を解約する場合は、当社はお客様に対して30日前に通知することにより本契約を解約することができるものとします。なお、契約期間が残存している場合は、当社は利用料金のうち残存期間に相当する金額をお客様に払い戻すものとします。	第13条 (契約の解約又は解除) 1 お客様は、当社が定める解約届に必要な事項を記入し記名捺印<u>の</u>うえ、販売代理店等に提出し、当社からお客様への承諾通知をすることで、<u>契約期間中においても</u>本契約を解約できるものとします。<u>なお、解約日は、当社らが承諾通知を行った書面に記載の日付とします。ただし、以下の各号に該当する場合は除くものとします。</u> ① <u>年額一括支払の場合</u> ② <u>月額支払において、契約期間開始日より12ヶ月以内の場合</u> ③ <u>別項1に掲げる製品</u> 2 当社は、お客様が以下の各号のいずれか一つに該当する場合は、事前にお客様に通知することなく本契約を解除できるものとします。 ① 第12条1項により本サービスが終了した場合 ② 手形若しくは小切手が1回でも不渡りとなった場合、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売租税滞納処分その他これらに準ずる手続きが開始された場合 ③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続き開始決定等の申立てがなされた場合 ④ その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合 3 お客様は、前項により本契約を解除された場合、契約期間が残存している場合でも、本契約に基づくお客様の権利は失効し、使用期限が満了するものとし、利用料金については以下のとおりとします。 ① 既に支払われた利用料金のうち、残存期間に応じた利用料金の払戻しは行いません。 ② 月額支払で、残存期間分の未払い利用料金がある場合は、当社が定める金額と方法にて、速やかに支払うものとします。 4 当社の理由により本契約を解約する場合は、当社はお客様に対して30日前に通知することにより本契約を解約することができるものとします。なお、契約期間が残存している場合は、当社は利用料金のうち残存期間に相当する金額をお客様に払い戻すものとします。
第20条 (協議及び合意管轄) 1 利用規約に定めのない事項又は本契約の内容に関して疑義が生じた場合は、両当事者は信義誠実の原則に従ってこれを協議し、解決するものとします。 2 本約款に関して生じる紛争については、当社の本社を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	第20条 (協議及び合意管轄) 1 利用規約に定めのない事項又は本契約の内容に関して疑義が生じた場合は、両当事者は信義誠実の原則に従ってこれを協議し、解決するものとします。 2 本約款に関して生じる紛争については、当社の本社を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
附則 利用規約は、平成28年4月19日より適用します。 以上	<u>(別項1)ARCHITREND宅地分譲シミュレーション</u> 附則 利用規約は、平成28年4月19日より適用します。 <u>令和4年 1月19日改定実施 一部改定</u> 以上